

ワクチン薬害救済基金 会則

(名称)

第1条 本会は、ワクチン薬害救済基金と称する。

(本部)

第2条 本会の本部は、代表の事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は、武漢ウイルス（新型コロナウイルス）ワクチンの薬害被害者である原告らが国に対して提訴する薬害訴訟（国家賠償請求訴訟）及びこれに付随する一切の事件（以下「本件訴訟」という。）に関して原告らを支援し、及び武漢ウイルスワクチン接種による被害の防止及び救済のための活動を行うことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 本件訴訟における、原告らを支援するための活動
- (2) 本件訴訟に関する宣伝、出版、講演活動
- (3) 武漢ウイルスワクチン接種による被害の防止及び救済のための活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める負担を履行しなければならない。

- (1) 正会員 本会に対する労務の提供
 - (2) 賛助会員 本会に対する金員等の寄付
- 2 賛助会員は、前項第2号の寄付に際して、支援すべき原告又は支援すべき訴訟種別

(死亡又は後遺症)を指定することができる。この指定は、代表の承諾なくして変更することができない。

3 前項の指定がない場合、代表は、支援すべき原告又は訴訟種別を指定することができる。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 前条の負担を履行しないとき
- (3) 本会の目的に背く言動又は活動を行ったとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監事

2 前項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるとき又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(総会)

第11条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 賛助会員は、総会を傍聴することができる。傍聴の方法は、代表が別に定める。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第14条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、初年度は、本会設立日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第18条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、設立日である令和5年4月30日から施行する。